

平成19年8月2日
資源エネルギー庁
ガス市場整備課

ガス事業部門別収支計算書における当期純損失金額等の公表について

大阪瓦斯株式会社から届出のありました平成18年度部門別収支計算書において、当期の大口需要部門に損失が生じたため、ガス事業部門別収支計算規則第5条の規定に基づき、下記のとおり、事業者名及び当期純損失金額を公表します。

記

事業者名：大阪瓦斯株式会社
大口需要部門損失金額：1,509百万円

(参考)

ガス事業部門別収支計算規則（平成16年経済産業省令第77号）抜粋
（一般ガス事業に係る部門別収支計算書等の提出等）

第4条 一般ガス事業者は、毎事業年度経過後四月以内に法第26条の2第2項の規定による提出を行わなければならない。

3 一般ガス事業者が、法第26条の2第2項の規定により提出すべき書類は様式第1及び前条の証明書とする。

（大口需要部門の当期純損失金額の公表）

第5条 経済産業大臣は、法第26条の2第2項の規定により提出された前条第3項の書類において、大口需要部門当期純損失が生じたときは、当該一般ガス事業者名及び大口需要部門の当期純損失金額を公表しなければならない。』

（お問い合わせ先）

資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備課

担当者：伊藤(篤)、平野

電話：03-3501-1511（内線4751～6）

03-3501-2963（直通）